平成２２年（フ）第１７１号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41番地
県住21棟101号
破産者　下勝　忠一
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
島根県益田市桂平町76番地２
破産者　永尾久美子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第５２３号
鹿児島県鹿児島市新照院町25番７号　松田ビル２Ｆ
破産者　西﨑　　環
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
長崎県佐世保市黒髪町613番地21　101号室、住民票上の住所長崎県佐世保市松山町１番８号
破産者　高津佐雄一
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
長崎県佐世保市高花町358番地
破産者　小川　君代
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
奈良県香芝市逢坂２丁目651番地の１　シャトー公宝504号、前住所奈良県奈良市横井２丁目276番地１　富士ビル２号館７号室
破産者　乃村　克則
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
札幌市清田区清田８条２丁目10番21号
破産者　矢萩　浩一
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
北海道苫小牧市見山町１丁目３番15号　落合アパート６号
破産者　林　正四郎
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２８号
北海道苫小牧市見山町１丁目３番15号　落合アパート６号
破産者　林　　節子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１４０号
宮城県黒川郡大郷町羽生字原畑１番地
破産者　八巻　義光
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
仙台市青葉区栗生１丁目13番地の３　渡辛ベルメゾン栗生Ｇ棟221
破産者　佐藤　節子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
仙台市泉区桂１丁目14番地の１　桂ＰＨガーデンビュウ弐番館906
破産者　土樋輪麻夕美
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
福島県郡山市堂前町22番１号　一心坂ビル
破産者　田島　　徹
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
横浜市中区池袋58番地11
破産者　高島庸子こと　高　　庸子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６号
愛知県一宮市三条字郷南西39番地１　ミレニアム三条Ａ101号
破産者　川瀬　　豊
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６６６号
大阪府泉佐野市上町３丁目８番13号
破産者　淺羽　春子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
大阪府泉佐野市大西１丁目５番17号、営業所所在地大阪府泉佐野市上町３丁目８番13号
破産者　古美術淺羽こと　淺羽　信男
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目16番19号
破産者　南装建こと　竹谷　直樹
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係